

【協会誌「建築と社会」掲載文における「著作権」について】

一般社団法人 日本建築協会（以下「本会」という）では、協会誌「建築と社会」2018年6月号において『掲載された論文、記事の著作権を著者から本会に譲渡願うこと』とお願いをさせて頂きましたが、時代背景も変わってきたことから、著作権について、新たに以下の様に規定いたします。

1.著作権について

- ・本誌に掲載された個々の論文、記事、図面、写真等の著作物の著作権は、各執筆者、制作者である著作者に帰属します。
- ・協会誌「建築と社会」、協会 WEB サイトにおける編集著作権は、発行者、制作者である本会に帰属します。

2.著作者人格権について

- ・著作物について、円滑な編集・公開のため、誤字脱字の修正や見出しの変更など、本会が必要と認める範囲で手直しをさせていただく可能性があるため、本誌にご投稿いただくことで、同一性保持権を行使されないことにご同意いただいたものとします。なお本会は、著作者の名誉を損なうことのないよう十分に留意します。

3.著作者の責任

- ・著作者は、著作物が第三者の著作権、肖像権、その他の権利を侵害しないことを保証するものとします。
- ・著作物に関して第三者から権利侵害等の申し立てがあった場合は、著作者ご自身の責任において解決いただくものとします。

4.本会への利用許諾

著作者の皆様には、本誌にご投稿いただくことで、ご自身の著作物について、本会が以下の目的で利用することを非独占的に許諾していただくものとします。

- ・協会誌「建築と社会」での掲載（複製）、及び頒布。
- ・本会ウェブサイト等での公衆送信（会員限定公開を含む）。
- ・本会が協会誌「建築と社会」掲載記事を記念誌等で転載再利用すること（データを再編集し転載することを含む）。
- ・第三者から本誌掲載著作物について利用申請があった場合、本会がその利用を許諾すること。

5.著作者ご自身の利用について

本会に利用を許諾いただいた後も、著作者ご本人の権利として、ご自身の著作物を、ご自身の論文集への再録、ウェブサイトでの公開、研究・教育活動などで自由に利用することを、何ら妨げるものではありません。

6.過去にご寄稿いただいた著作物について

過去に本誌にご寄稿いただいた著作物についても、上記趣旨をご理解いただき、ご同意頂いたものとして、取り扱わせていただきます。ご不明点がある場合は、2026年3月末日までに下記の本会事務局までお申し出ください。

【お問い合わせ先】

〒540-6591

大阪市中央区大手前 1-7-31 OMMビル 7階

一般社団法人 日本建築協会 柏原

TEL : 06-6946-6981

E-mail : kyoku-tyo@aaj.or.jp